



2019年8月5日

各 位

会社名株式会社ネクソン
代表者名代表取締役社長 オーウェン・マホニー
(コード番号：3659 東証一部)
問合せ先管理本部長 阿部 康二
電話番号 03-6629-5318

第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下「本新株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと、及びこれらの募集について株主の皆様のご承認をいただくため2019年9月25日（水）に開催を予定している臨時株主総会に付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株式及び本新株予約権の募集は、当社グループの連結子会社であるEmbark Studios AB（エンバーク・スタジオズ・エービー）（以下「Embark Studios社」といいます。）の完全子会社化へ向けて株式を追加取得するに際し、当該株式の対価として当社普通株式を発行することを目的とするものです。株式取得にあたり、当社は、同社の役員及び従業員でもある株主やストックオプション保有者において、中長期的な業績向上へのインセンティブや当社（ひいては当社株主）と同じ利害関係を持ってもらうことが当社の利益にかなうものと考え、単純にEmbark Studios社株式を現金で購入するのではなく、現物出資の形式によるEmbark Studios社株式（又はその売買代金債権）の取得に対して、当社普通株式及び2年間から5年間に亘る行使期間を持つ新株予約権を発行することとしました（下記「2. 募集の目的及び理由 ②Embark Studios社株式の取得に本新株式及び本新株予約権を用いる理由」を参照ください。）。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

本新株式は、次の本新株式（1）及び本新株式（2）から成ります。

（本新株式（1））

（1）払込期日	2019年9月25日（水）から2019年9月30日（月）まで
（2）発行新株式数	1,399,896株

(3) 発行価額	一株当たり 1 円
(4) 発行価額の総額	1,399,896円 本新株式(1)の募集は、Embark Studios社の普通株式(45,003,500株)を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社の株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本新株式(1)の募集に係る議案が承認されることを条件とします。

(注) 末尾に本新株式(1)の発行要項を添付しております。

(本新株式(2))

(1) 払込期日	2022年3月1日(火)から2022年12月20日(火)まで
(2) 発行新株式数	最大511,852株
(3) 発行価額	一株当たり 1 円
(4) 発行価額の総額	511,852円 本新株式(2)の募集は、Embark Studios社の普通株式(最大16,456,207株)を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、Embark Studios社の税制適格従業員ストックオプションを保有する同社従業員54名に対して、そのストックオプションの行使により取得する同社株式の保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本新株式(2)の募集に係る議案が承認されることを条件とします。

(注) 末尾に本新株式(2)の発行要項を添付しております。

<本新株予約権の募集の概要>

本新株予約権は、次の2年次プットオプション新株予約権、3年次プットオプション新株予約権、4年次プットオプション新株予約権及び5年次プットオプション新株予約権(以下総称して「本プットオプション新株予約権」といいます。)並びに2年次コールオプション新株予約権、3年次コールオプション新株予約権、4年次コールオプション新株予約権及び5年次コールオプション新株予約権(以下総称して「本コールオプション新株予約権」といいます。)から成ります。

本新株予約権は、すべて当社がEmbark Studios社普通株式をその株主から取得する取引の一環として発行されるもので、当該株主側の売却意思(プット)により行使されるものを本プットオプション新株予約権と、また当社側の購入意思(コール)により行使されるものを本コールオプション新株予約権と、それぞれ呼んでいます。これらは、当社が発行する新株予約権ですから、常に当該株主側により行使されるものであり、本コールオプション新株予約権の場合には、

以下に記述するようにCall Right Agreementによる当社の購入意思（コール）を媒介として、当該株主側が当該新株予約権を行使することになります。この詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 ④本新株予約権の募集について (3)コールオプションの構成」を参照ください。

（2年次プットオプション新株予約権）

（1）割当日	2019年9月30日（月）
（2）発行新株予約権数	59,384,380個
（3）発行価額	0円
（4）当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数（以下「潜在株式数」といいます。）は、下記の数 of 当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>（最大2,031,955株） （新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.03421708株です。）</p>
（5）発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	<p>118,768,760円</p> <p>本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、Embark Studios社の普通株式（最大59,384,380株）を対象とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。</p>
（6）行使価額	新株予約権1個当たり2円
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。（割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。）</p>
（8）譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①行使の条件 割当予定先と当社が締結する契約において、本2年次プットオプション新株予約権は、業績要件及び継続雇用要件が充足されている範囲についてのみ、権利確定し、行使可能となる旨を定める予定です。</p> <p>②取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本2年次プットオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>③譲渡制限 譲渡による本2年次プットオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日（水）に開催を予定している臨時株主総会において本2年次プットオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

（注）1. 末尾に本2年次プットオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の

目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(3年次プットオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
(2) 発行新株予約権数	50,420,701個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数(以下「潜在株式数」といいます。)は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>(最大2,031,958株) (新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.04030012株です。)</p>
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	<p>100,841,402円</p> <p>本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、Embark Studios社の普通株式(最大50,420,701株)を対象とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。</p>
(6) 行使価額	新株予約権1個当たり2円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)</p>
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①行使の条件 割当予定先と当社が締結する契約において、本3年次プットオプション新株予約権は、業績要件及び継続雇用要件が充足されている範囲についてのみ、権利確定し、行使可能となる旨を定める予定です。</p> <p>②取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本3年次プットオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>③譲渡制限 譲渡による本3年次プットオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本3年次プットオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本3年次プットオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(4年次プットオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
(2) 発行新株予約権数	36,112,123個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数(以下「潜在株式数」といいます。)は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>(最大2,031,958株) (新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.05626809株です。)</p>
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	<p>72,224,246円</p> <p>本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、Embark Studios社の普通株式(最大36,112,123株)を対象とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。</p>
(6) 行使価額	新株予約権1個当たり2円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)</p>
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①行使の条件 割当予定先と当社が締結する契約において、本4年次プットオプション新株予約権は、業績要件及び継続雇用要件が充足されている範囲についてのみ、権利確定し、行使可能となる旨を定める予定です。</p> <p>②取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本4年次プットオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>③譲渡制限 譲渡による本4年次プットオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本4年次プットオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本4年次プットオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
 2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(5年次プットオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
---------	---------------

(2) 発行新株予約権数	30,552,585個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数（以下「潜在株式数」といいます。）は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>（最大2,031,959株） （新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.06650698株です。）</p>
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	61,105,170円 本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、Embark Studios社の普通株式（最大30,552,585株）を対象とする現物出資によるものであり、現金による払込はありません。
(6) 行使価額	新株予約権1個当たり2円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。（割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」の欄を参照ください。）
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①行使の条件 割当予定先と当社が締結する契約において、本5年次プットオプション新株予約権は、業績要件及び継続雇用要件が充足されている範囲についてのみ、権利確定し、行使可能となる旨を定める予定です。</p> <p>②取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本5年次プットオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>③譲渡制限 譲渡による本5年次プットオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本5年次プットオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本5年次プットオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(2年次コールオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
(2) 発行新株予約権数	59,384,380個
(3) 発行価額	0円

(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数（以下「潜在株式数」といいます。）は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>（最大1,847,233株） （新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.03110644株です。）</p>
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	<p>59,384,380円</p> <p>本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当社及び各割当予定先との間で締結される予定のYear 2 Call Right Agreementに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式（最大59,384,380株）を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権であり、現金による払込はありません。</p>
(6) 行使価額	新株予約権1個当たり1円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。（割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」の欄を参照ください。）</p>
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①取得条項</p> <p>割当予定先と当社が締結する契約において、本2年次コールオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>②譲渡制限</p> <p>譲渡による本2年次コールオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③その他</p> <p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日（水）に開催を予定している臨時株主総会において本2年次コールオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本2年次コールオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数（1株に満たない端数切捨て後）を合計した値を記載しています。

(3年次コールオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日（月）
(2) 発行新株予約権数	50,420,701個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数（以下「潜在株式数」といいます。）は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>（最大1,847,233株）</p>

	(新株予約権 1 個当たりの潜在株式数は、約0.03663647株です。)
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	50,420,701円 本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当社及び各割当予定先との間で締結される予定のYear 3 Call Right Agreementに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式(最大50,420,701株)を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権であり、現金による払込はありません。
(6) 行使価額	新株予約権 1 個当たり 1 円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主 6 名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	①取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本3年次コールオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。 ②譲渡制限 譲渡による本3年次コールオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。 ③その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本3年次コールオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。

- (注) 1. 末尾に本3年次コールオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(4年次コールオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
(2) 発行新株予約権数	36,112,123個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	新株予約権の目的となる株式の総数(以下「潜在株式数」といいます。)は、下記の数の当社普通株式とします。 $\text{潜在株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$ (最大1,847,233株) (新株予約権 1 個当たりの潜在株式数は、約0.05115281株です。)
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	36,112,123円 本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当社及び各割当予定先との間で

	締結される予定のYear 4 Call Right Agreementに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式（最大36,112,123株）を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権であり、現金による払込はありません。
(6) 行使価額	新株予約権1個当たり1円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。（割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。）
(8) 譲渡制限及び行使 数量制限の内容	<p>①取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本4年次コールオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>②譲渡制限 譲渡による本4年次コールオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本4年次コールオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本4年次コールオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

(5年次コールオプション新株予約権)

(1) 割当日	2019年9月30日(月)
(2) 発行新株予約権数	30,552,585個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>新株予約権の目的となる株式の総数(以下「潜在株式数」といいます。)は、下記の数の当社普通株式とします。</p> $\text{潜在株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$ <p>(最大1,847,235株) (新株予約権1個当たりの潜在株式数は、約0.06046089株です。)</p>
(5) 発行価額の総額及び行使価額の総額の合計額	<p>30,552,585円 本新株予約権の発行に対する対価は無償であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当社及び各割当予定先との間で締結される予定のYear 5 Call Right Agreementに基づき、当社が割当予定先からEmbark Studios社の普通株式（最大30,552,585株）を購入する権利を行使することによって、割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権であり、現金による払込はありません。</p>

(6) 行使価額	新株予約権1個当たり1円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主6名に対して、その株式保有割合に応じて、割り当てます。(割当予定先は、いずれも同社の役員又は従業員です。後記「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」の欄を参照ください。)
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>①取得条項 割当予定先と当社が締結する契約において、本5年次コールオプション新株予約権のうち、権利確定しなかったもの、行使不能となったもの及び権利放棄されたものについて、当社が無償で取得することができる旨を定める予定です。</p> <p>②譲渡制限 譲渡による本5年次コールオプション新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において本5年次コールオプション新株予約権の募集に係る議案が承認されることを条件とします。</p>

- (注) 1. 末尾に本5年次コールオプション新株予約権の発行要項を添付しております。
2. 発行要項に従い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てることとなっており、上記の「当該発行による潜在株式数」には、各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる新株予約権の目的となる株式の数(1株に満たない端数切捨て後)を合計した値を記載しています。

なお、本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のそれぞれにつき、「発行新株予約権数」は、各年次について本新株予約権の行使に際し本株主から当社に給付されるEmbark Studios社普通株式数と一致しており、「潜在株式数」は、当該年次の本新株予約権全体の行使により当社が取得することとなるEmbark Studios社普通株式の価値として割当予定先と定めた金額(本プットオプション新株予約権の場合には29,395,270米ドル(概ね、2年次プットオプション新株予約権の数に\$0.45を乗じたうえで10%を上乗せした金額)、本コールオプション新株予約権の場合には26,722,973米ドル(概ね、2年次コールオプション新株予約権の数に\$0.45を乗じた金額))に本件の適用為替レートとして割当予定先と定めたレート(1米ドル=107.32円)を乗じ、2019年6月末までの10取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均株価(1株当たり1552.5404円)で除することにより算出しております(対価の額に係る考え方に関しては、「5. 割当ての内容の根拠等」も参照ください。また、適用される為替レート及び当社の株価については、「2. 募集の目的及び理由 ①本件取引の目的」で説明する現金での株式取得時のものを流用することとしております(特に当社の株価については、連結子会社化の前のものを採用するため)。)。

2. 募集の目的及び理由

当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、当社グループの連結子会社であるEmbark Studios社の株式を追加取得することを意図した一連の取引(以下「本件取引」といいます。)を行うことを決議しました。本件取引は、以下に述べるとおり、①当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主(以下「本株主」といいます。)に対するEmbark Studios社普通株式(45,003,500株)取得(以下「本株式取得」といいます。)の対価としての当社普通株式(本新

株式（1））の発行及び②本株主が所有する残余のEmbark Studios社の株式すべてを取得するために、当該株式又はその売買代金債権が現物出資財産として当社に給付されるのと引き換えに発行される当社普通株式に対する8種類の本新株予約権の発行、並びに③Embark Studios社が過去に付与した税制適格従業員ストックオプション（同社株式を取得する権利をいい、以下「本ストックオプション」といいます。）を現在保有する同社従業員に対し、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に行われる当社普通株式（本新株式（2））の発行から成るものです。

① 本件取引の目的

Embark Studios社は、インターネット通信技術や半導体の処理スピードの向上を含むテクノロジーの大きな進化により可能となった、これまでにないスピード感をもったインタラクティブ（双方向）・エンターテインメントとシミュレーションされた映像表現によるオンライン仮想世界を作り出すことを目指し、「バトルフィールド」などの業界で有名なゲームの開発実績のあるPatrick Söderlund（パトリック・ソダーランド）氏により創立されたストックホルムに拠点を置くゲーム開発スタジオです。

2018年11月に当社グループは、欧米のオンラインゲーム市場における当社グループのゲームラインナップを強化するために、Embark Studios社への戦略的投資を実施し、Embark Studios社を持分法適用関連会社といたしました（その詳細については、2018年11月8日付の当社開示「パトリック・ソダーランド氏率いるゲーム開発スタジオEmbark Studios ABとの戦略的資本業務提携及び同氏の取締役候補者への氏名のお知らせ」を参照ください。また、同開示において当社の取締役候補者とされたパトリック・ソダーランド氏は、2019年3月26日に開催された当社第17回定時株主総会において取締役に選任されました。）。これまでの当社の売上及び利益は、中国及び韓国に極度に依存する構成となっており、Embark Studios社への戦略的投資により、当社及び当社のゲーム配信ビジネスの欧米でのプレゼンスを高めることを狙うものです。

その後今年に入ってから、ゲームストリーミングサービスの開始に関する発表が続けてなされました。Google社から「Stadia」、またMicrosoft社から「xCloud」と名付けられたゲームストリーミングサービスがその例として挙げられます。このように多様なゲームサービスが展開されようとしている中、良質で高品質なゲームタイトルの重要性がますます高まる状況になってきました。これにより、当社として、当社のゲーム配信サービス戦略の中での、Embark Studios社の開発するゲームタイトルの重要性がこれまで以上に高まってきたものとの認識に至り、同社との関係を一層強固なものにするために、Embark Studios社の発行済株式を追加取得することといたしました。Embark Studios社との強固な連携をベースに高品質なゲームタイトルを欧米市場に配信することを通じて、これまでアナリスト等により課題として指摘されてきた欧米での事業の拡大により、当社グループの企業価値、ひいては株主価値の向上に資するものと考えております。

そこでまず、当社は、2019年7月1日（月）の取締役会において、Embark Studios社の発行済株式総数の約32.8%（214,132,771株）を同日付で追加取得し、当社グループの連結子会社とすることを決議いたしました（その詳細については、本年7月1日付の当社開示「Embark Studios AB株式の追加取得（子会社化）に関するお知らせ」を参照ください。）。Embark Studios社の開発スタジオと当社グループ内の既存開発スタジオ間での開発工程上のシナジーを最大化するとともに、スタジオ間でのゲーム開発・運営に係るノウハウの共有を加速することにより、当社グループの欧米市場における事業拡大、競争力とプレゼンスの向上がその目的です。この追加取得

により、本日現在、当社グループのEmbark Studios社における議決権所有割合は、約66.1% (431,935,801株) となっています。

そして、以上の取引に続き、当社は、Embark Studios社の発行済株式の100% (653,409,090株) を所有することを目指し、2019年8月5日(月)の取締役会において、Embark Studios社の株式をさらに追加取得することを目指し、本株主に対して本新株式(1)及び本新株予約権を割り当てることを決議いたしました。同時に、将来的にEmbark Studios社の株主となる可能性のある本ストックオプションを保有する同社従業員に対して、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に、Embark Studios社普通株式を現物出資財産として発行される本新株式(2)を割り当てることを併せて決議いたしました。なお、上記についてはいずれも、2019年9月25日(水)に開催を予定している臨時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件としております。

② Embark Studios社株式の取得に本新株式及び本新株予約権を用いる理由

これらのEmbark Studios社普通株式の追加取得は、すべて当社普通株式(新株予約権の行使を経て当社が発行するものを含む)を対価として行うものであり、その実質は、予め定める割合により、当社普通株式とEmbark Studios社普通株式とを交換する取引であります。当社は、これらのEmbark Studios社普通株式の追加取得の対価として当社普通株式を交付することで、Embark Studios社の創業者等である本株主や同社の従業員である本ストックオプションの保有者の利益と当社(ひいては当社株主)の利益を一致させ、Embark Studios社の事業のさらなる発展を当社グループの成長と直結させることが重要であるとの考えに基づき、当社普通株式を対価とした場合の希薄化の程度、現金を対価とした場合の財務上の影響や本株主における雇用の継続性への影響も勘案した結果、上記のとおり、Embark Studios社普通株式の追加取得の対価として、Embark Studios社の本株主に対して当社普通株式及び新株予約権を、また本ストックオプションを保有する従業員に対して当社普通株式を交付することとしました。特に、本株主向けに本新株予約権(中でも本プットオプション新株予約権)をEmbark Studios社株式取得の対価として使用するのには、当初に一括して彼らの所有するEmbark Studios社株式を取得するのではなく、業績目標の達成に応じて当社普通株式を取得できるように設計する(いわゆる「pay for performance」の考え方)ことにより、彼らのEmbark Studios社の経営への継続的な関与と業績向上へのインセンティブ向上を共に実現するためです。その際、各年次の各本新株予約権について、付与される当社株式の総数は、各年次の本プットオプション新株予約権と本コールオプション新株予約権のそれぞれでほぼ一定となります(つまり、本株主に提供される金銭的な金額を2年次から5年次まで均等とすることにより業績向上へのインセンティブを維持することを企図するもの)が、1個の新株予約権(すなわちEmbark Studios社普通株式1株)について付与される当社株式の数は、年次が進むにつれて多くなります。本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のいずれについても、年次が後のものほど、実質交換比率がより大きな値になっている(Embark Studios社普通株式1株に対する当社普通株式数が増加している)ことについては、本プットオプション新株予約権に付された業績要件も勘案し、これらの新株予約権が行使される場合には、Embark Studios社の企業価値が向上するとともに同社株式の価値も上昇していると考えられることによるものです(本新株予約権の詳細については、後記「④ 本新株予約権の募集について」を参照ください)。

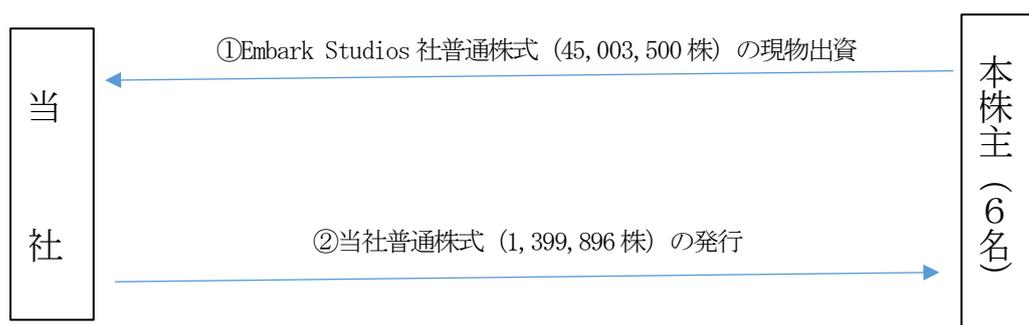
③ 本新株式(1)の募集について

上記に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、臨時株主総会

において承認が得られることを条件として、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社を保有する株主に対して、本新株式（1）を割り当てることを決議しています。

本株式取得の対象はEmbark Studios社の普通株式45,003,500株（発行済株式総数の約6.9%）であり、当該株式を当社が取得することに代えて当社が発行する本新株式（1）は、当社普通株式1,399,896株です。

上記の当社普通株式の発行数を決定するに際して、当社は、KPMG LLPによる2019年6月27日付企業価値算定書（以下「本企業価値算定書」といいます。）を参照しました。本企業価値算定書は、2019年7月1日付での現金によるEmbark Studios社株式の取得に際して取得したものです。当社は、本企業価値算定書において採用されている、Embark Studios社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及び参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、当社が定めた時点における当社株式の市場価格と比較して、最終的に当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質的な交換比率（Embark Studios社普通株式を1とする。）を0.03110644といたしました。そして、各本株主が現物出資するEmbark Studios社普通株式の数に当該交換比率を乗じることで、各本株主が取得すべき当社普通株式の数を算定（1株未満は切り捨て）し、その合計数として上記の当社普通株式の発行数が決定されました。なお、算定の根拠については、下記「5. 割当先の内容の根拠等」も参照ください。



④ 本新株予約権の募集について

さらに、当社は、2019年8月5日（月）の当社取締役会において、2019年9月25日に開催を予定する臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本株主に対して以下の内容の本新株予約権を発行することを決議しています。

(1) 本新株予約権発行の理由及び仕組み

当社は、本株主が引き続き保有する残部のEmbark Studios社普通株式176,469,789株（発行済株式総数の約27.0%）についても、今後約5年間に亘って、順次、当社普通株式を対価として取得することを企図しています。そのような取引を達成する方法として、当社は、以下のプットオプションとコールオプションの仕組みを採用することにいたしました。本新株予約権は、これらの仕組みに対応するものです。

なお、本新株予約権は、本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のそれぞれについて、2年次から5年次までの4種類に分かれており、ある年次の新株予約権が行使期限までに行使されない場合に次の年次以降に繰り越されることはない旨定める予定です。

本株式取得に加え、プットオプションとコールオプションがすべて行使された場合（重複して行使できないものとされているものを除きます。）、本日現在でのEmbark Studios社のすべての発行済株式を当社が取得することとなります。また、本日現在において、Embark Studios社は同社従業員に対して本ストックオプションを発行していますが、当該ストックオプションの行使により将来発行されるEmbark Studios社普通株式を当社が取得することに関して予定されている取引については、後記「⑤ 本新株式（2）の募集について」をご参照ください。

(2) プットオプションの構成

当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、かつ、臨時株主総会において、本新株式（1）、本新株予約権及び本新株式（2）の発行についての各議案の承認が得られた後、2019年9月30日（月）付けで、各本株主との間で、各本株主に対し割当てられる予定のプットオプションに係る新株予約権に関し、2年次新株予約権契約（プットオプション）、3年次新株予約権契約（プットオプション）、4年次新株予約権契約（プットオプション）及び5年次新株予約権契約（プットオプション）（以下、総称して又は個別に「新株予約権契約（プットオプション）」といいます。）を締結する予定です。

新株予約権契約（プットオプション）においては、本株主に対し、予め合意する予定のEmbark Studios社の業績達成度に応じ、本株主が追加で同社株式と当社普通株式を順次交換するよう当社に請求できる権利を付与する予定です。これにより、Embark Studios社の役員又は従業員である本株主に対して、継続雇用要件を前提に業績目標を達成するインセンティブを与えるとともに、当社としても、当社が取得する義務を負うEmbark Studios社普通株式の数量を同社の将来の業績達成度に応じて定める仕組みとすることで、当初より一括してEmbark Studios社の全株式を取得することに比べて、早期退職や業績未達成による企業価値低下といったリスクの低減を図ることができる利点があると考えております。

各年次のプットオプションにおける当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率は、以下の通りです。

	当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率 (Embark Studios社普通株式を1とする)
2年次プットオプション新株予約権	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$ 上記の計算結果：約0.03421708
3年次プットオプション新株予約権	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$ 上記の計算結果：約0.04030012
4年次プットオプション新株予約権	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$ 上記の計算結果：約0.05626809
5年次プットオプション新株予約権	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$ 上記の計算結果：約0.06650698

業績要件の概要

業績達成度は、下記の表の中欄に示した評価期間ごとに判定されます。新株予約権契約（プットオプション）において、各期間の業績達成度に応じて、各本株主について下記の表の左欄に示

した本プットオプション新株予約権が行使可能となること、及び本プットオプション新株予約権を行使することができる期間は、各年次の業績要件の達成度についての最終的な合意がなされた日の31日後に開始する30日間とすることが合意される予定です。

新株予約権名	評価期間	年次目標利益額
2年次プットオプション新株予約権	2020年12月1日に開始し2021年9月30日に終了する期間（以下「2年次」といいます。）	5,000,000米ドル
3年次プットオプション新株予約権	2021年10月1日に開始し2022年6月30日に終了する期間（以下「3年次」といいます。）	15,000,000米ドル
4年次プットオプション新株予約権	2022年7月1日に開始し2023年6月30日に終了する期間（以下「4年次」といいます。）	230,000,000米ドル
5年次プットオプション新株予約権	2023年7月1日に開始し2024年6月30日に終了する期間（以下「5年次」といいます。）	450,000,000米ドル

また、各期間の業績達成度の判定基準は、当社、Embark Studios社及び本株主との間で締結される予定の修正株主間契約（Amended and Restated Shareholders' Agreement）に定められる各期間の目標利益額（以下、それぞれ「2年次目標利益額」ないし「5年次目標利益額」といい、総称して「本目標利益額」といいます。）に依拠するものとし、その概要は以下のものとする予定です。

- i. 各期間内におけるEmbark Studios社の「収益」から「費用」を除いた「利益」の額（それぞれの語の詳細な定義は修正株主間契約（Amended and Restated Shareholders' Agreement）に従うものとします。）を業績達成度の基準とし、以下の条件が満たされないときは、各年次に対応する各本プットオプション新株予約権を一切行使できないものとしします。

2年次	2年次総利益額が2年次目標利益額の70%以上であること
3年次	3年次利益額が3年次目標利益額の50%以上であり、かつ、3年次総利益額が3年次目標利益額の70%以上であること
4年次	4年次利益額が4年次目標利益額の30%以上であり、かつ、4年次総利益額が4年次目標利益額の70%以上であること
5年次	5年次利益額が5年次目標利益額の30%以上であり、かつ、5年次総利益額が5年次目標利益額の70%以上であること

ここで、上記の各利益額は以下のとおり算定するものとします。

2年次総利益額	2年次のある特定のプロジェクトについての収益から費用を除いた額（正の数に限ります。以下同じ。）
3年次利益額	3年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額
3年次ロールオーバー利益額	2年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額の70%相当額
3年次総利益額	3年次利益額と3年次ロールオーバー利益額を合わせた額
4年次利益額	4年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額

4年次ロールオーバー利益額	3年次総利益額が3年次目標利益額を超えた場合、その超過部分の70%相当額
4年次総利益額	4年次利益額と4年次ロールオーバー利益額を合わせた額
5年次利益額	5年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額
5年次ロールオーバー利益額	4年次総利益額が4年次目標利益額を超えた場合、その超過部分の70%相当額
5年次総利益額	5年次利益額と5年次ロールオーバー利益額を合わせた額

- ii. 上記i.の条件が満たされたときは、各年次の総利益額が各年次の目標利益額の70%を超過した程度に比例して、各本プットオプション新株予約権のうち最小50%から最大100%の割合に相当する数の各本プットオプション新株予約権がそれぞれ行使できるものとします。

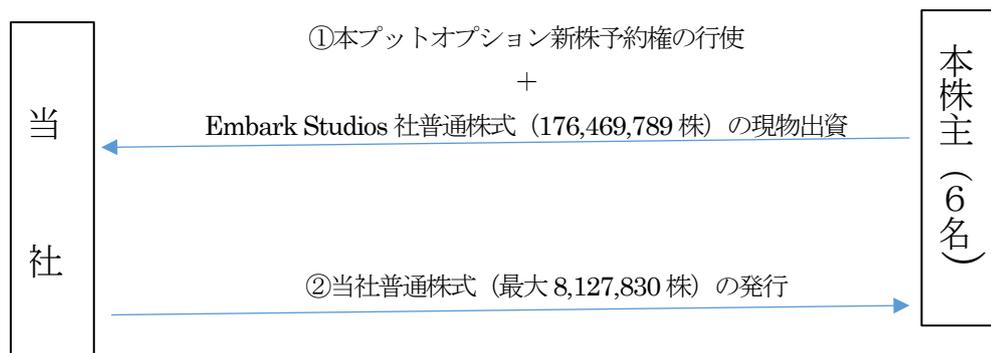
継続雇用要件の概要

さらに、本プットオプション新株予約権を行使するための継続雇用要件として、各期間の末日までの間に本株主がEmbark Studios社の役員又は従業員でなくなった場合（ただし、当該退職がEmbark Studios社の責めに帰すべきと認められる一定の場合等を除きます。）その他の一定の事由が発生したときは、当該期間に対応する本プットオプション新株予約権は一切行使できないものとする予定です。

業績要件及び継続雇用要件の例外

下記①から⑤のいずれかの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社の承継者（①から③までの場合）が新株予約権契約（プットオプション）に基づく当社の義務を新株予約権契約（プットオプション）の条件と同様の条件で引受けることに同意するよう、合理的な最善の努力を尽くすよう本株主との間で合意する予定です。ただし、当社の承継者が本プットオプション新株予約権に基づく当社の義務を引受けることに同意しない場合には、(i)（業績要件、継続雇用要件その他の条件が充足されているか否かを問わず）すべての本プットオプション新株予約権は直ちに権利確定し行使可能となるものとみなされ、かつ、(ii)各本株主には、すべての本プットオプション新株予約権を行使するための期間（当社の取締役会が定める期間とします。）が与えられるものとする予定です。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案



(3) コールオプションの構成

<Call Right Agreementに基づくEmbark Studios社株式の購入権 (本コールオプション) >

上記のプットオプションは当社が取得する株式数をEmbark Studios社の業績達成度と紐づけるものですが、これとは独立して、当社は、上記の各期間の業績達成度にかかわらず、当社が適切と判断する場合には、機動的かつ柔軟にEmbark Studios社普通株式を追加取得できるようにすることを企図しています。そこで、当社は、本株主との間で、当社が本株主に対し、有価証券届出書の提出後、2019年8月5日付けで、今後約5年間に亘って、追加で同社普通株式を売り渡すよう請求できる権利 (以下「本コールオプション」といいます。) を保有することを内容とするYear 2 Call Right Agreement、Year 3 Call Right Agreement、Year 4 Call Right Agreement及びYear 5 Call Right Agreement (以下、個別に又は総称して「Call Right Agreement」といいます。) を締結する予定です。各 Call Right Agreement においては、当社が本コールオプションを行使した場合、かかる行使日の5営業日後の日 (以下「本コールオプション完了日」といいます。) において、各本株主は、本コールオプションの行使対象となる株数のEmbark Studios社普通株式を当社に譲渡する義務を負うこととなる一方、当社に対して下記金額の売買代金債権 (以下「本コールオプション代金債権」といいます。) を有することとなる旨を定める予定です。

本コールオプション行使による売買代金債権の額 (円) = $A \times B \times C$

A: 本コールオプション完了日における当社普通株式の終値

B: 当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率 (以下の表を参照ください。)

C: 本コールオプションの行使対象となるEmbark Studios社普通株式の株数

	当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率 (Embark Studios社普通株式を1とする。)
Year 2 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$ 上記の計算結果: 約0.03110644
Year 3 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.404} \div 50,420,701$ 上記の計算結果: 約0.03663647

Year 4 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$ 上記の計算結果： 約0.05115281
Year 5 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1552.5404} \div 30,552,585$ 上記の計算結果： 約0.06046089

- (注) 1. Call Right Agreementは、上記のとおり日本円貨で表示される金銭を対価とする Embark Studios社普通株式の当社と各本株主の間の売買にかかるものであり、各本株主に対して、当社普通株式又は本新株予約権の取得を義務付けるものではありません。各本株主が、本新株予約権を引き受ける義務は、新株予約権契約(コールオプション)(下記に定義します。)を締結することにより発生します。
2. 各実質交換比率の計算結果については、小数第9位を四捨五入して記載しています。

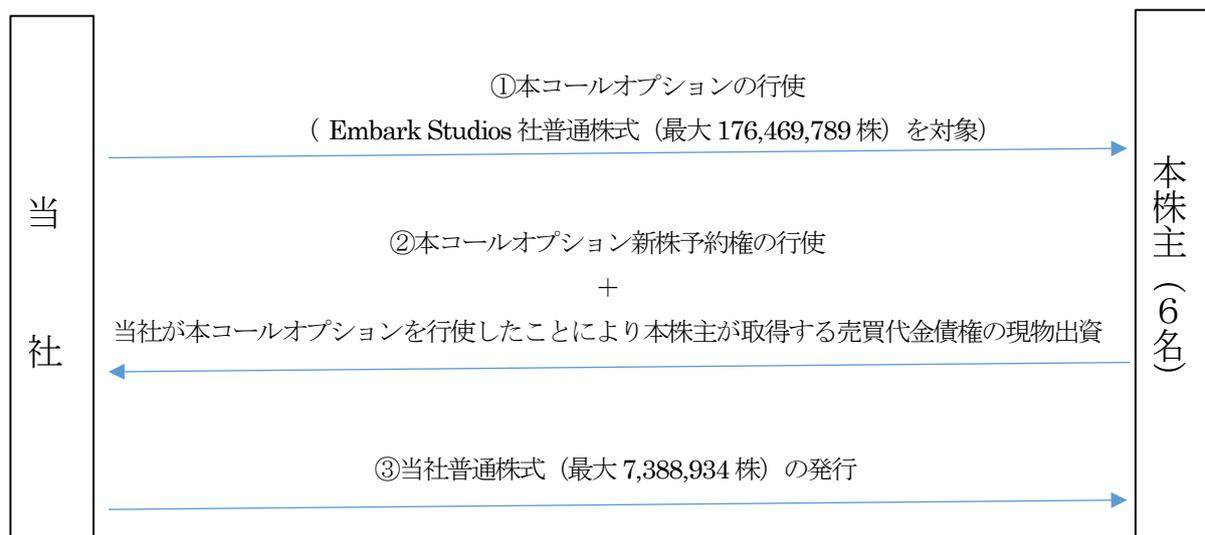
本コールオプションが行使できる期間は、Call Right Agreementの締結日に始まり、各年次に係るEmbark Studios社の財務書類が当社及び本株主に提供された日の30日後の日に終了する期間とする予定であり、当該期間中、当社は各本コールオプションの全部又は一部を一度又は複数回に分けて行使できるものとする予定です。このため、本コールオプションの行使期間は、プットオプションの行使期間の始期よりも前に到来します。また、プットオプションの場合と異なり、業績要件及び継続雇用要件が充足されることは、本コールオプション又は本コールオプション新株予約権を行使するための要件とはなりません。従って、当社は、業績要件や継続雇用要件の充足に囚われることなく、将来におけるEmbark Studios社の業績や資本政策に加え、当社株式の希薄化の度合いその他の事情も考慮して、当社の裁量において機動的にかかる権利を行使し、Embark Studios社普通株式を取得することができます。ただし、必ずしも本コールオプションを行使するとは限らず、Embark Studios社の業績が万が一低迷しているようなことがあれば、本新株予約権の発行の際に想定していた企業価値を満たしていないものとして、その行使を見送ることもあり得ます(この場合、本プットオプション新株予約権も行使されず、Embark Studios社の完全子会社化が達成されないこととなります)。

<本コールオプション新株予約権による当社普通株式の発行>

そして、当社は、本コールオプションの仕組みとともに、本お知らせに記載の内容の本コールオプション新株予約権を発行することを決議いたしました。臨時株主総会において、本新株式(1)、本新株予約権及び本新株式(2)の発行についての各議案の承認が得られた後、本株主との間で、2年次新株予約権契約(コールオプション)、3年次新株予約権契約(コールオプション)、4年次新株予約権契約(コールオプション)及び5年次新株予約権契約(コールオプション)(以下、総称して又は個別に「新株予約権契約(コールオプション)」といいます。)を締結し、本株主に対し本コールオプション新株予約権を割り当てることを予定しております。

上記及び末尾に添付した本コールオプション新株予約権の発行要項に記載のとおり、本コールオプション新株予約権は、その行使に際して当社に対する本コールオプション代金債権を現物出資するという内容のものです。当社が本コールオプションを行使した場合に、本株主が本コールオプション新株予約権を行使することで(新株予約権契約(コールオプション)において行使を義務付ける予定です。)、当社は、本コールオプション代金債権を現金によって弁済するのではなく、本株主が新株予約権の行使に際し本コールオプション代金債権を現物出資するこ

とを通じて、本コールオプション代金債権と当社株式とを交換することができることとなります。これにより、結果的に、当社は当社普通株式を対価にしてEmbark Studios社普通株式を追加取得するという取引を行うことが可能となり、本コールオプション新株予約権の発行は、そのような取引の実現を企図したものです。



(4) 本プットオプション新株予約権と本コールオプション新株予約権との相互関係

本プットオプション新株予約権について業績要件及び継続雇用要件が充足され権利確定し行使が可能となった場合において、当該本プットオプション新株予約権の行使と本コールオプション新株予約権の行使とは択一的な関係に立つものであります。すなわち、当社による本コールオプション（及びそれに紐づく、本株主による本コールオプション新株予約権）の行使期間は本プットオプションの行使期間よりも早く到来することになっており、各年次の本コールオプション新株予約権が行使された場合には、当該年次の本プットオプション新株予約権は、業績達成度に応じて行使が認められたもののうち、行使された当該年次の本コールオプション新株予約権の数に相当する部分は行使することができないものとされています。また、逆に言えば、業績要件及び継続雇用要件が充足された部分の本プットオプション新株予約権の数について、当社により事前に本コールオプションが行使されない部分については、本株主は、本プットオプション新株予約権を行使して、Embark Studios社株式を現物出資したうえで当社普通株式の交付を求めることができます。

また、当社が本コールオプションを行使することにより本株主が本コールオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益（Embark Studios社株式1株に対する当社普通株式の交換比率（具体的な交換比率については、上記「(2)プットオプションの構成」及び「(3)コールオプションの構成」内の表を参照ください。))は、業績要件等の達成を前提とすることに鑑み、本株主が本プットオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益と比較して約10%低くなるよう設計しております。すなわち、本コールオプション新株予約権1個を行使した際に交付される当社普通株式の数は、本プットオプション新株予約権1個を行使した際に交付される当社普通株式の数よりも少ない数となります。したがって、本新株予約権の行使によって発行される当社普通株式の数は、本プットオプション新株予約権の総数が行使された場合に最大となり、その数は8,127,830株となります。他方、本コールオプション

ン新株予約権の総数が行使された場合に発行される当社普通株式の数は、7,388,934株となります。

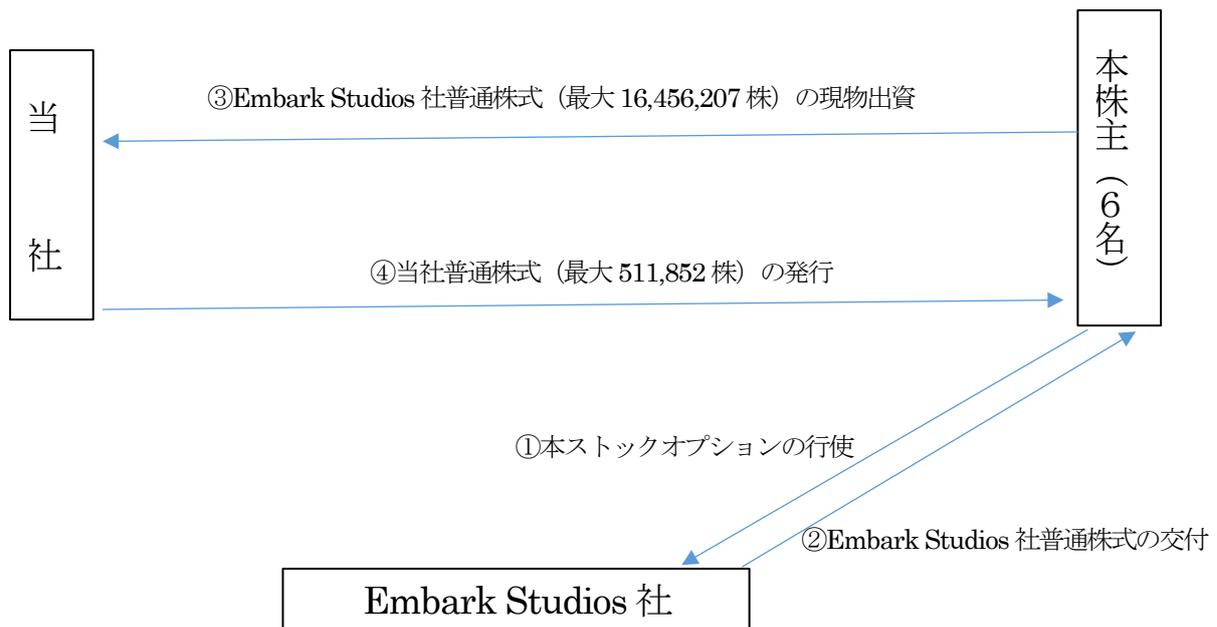
⑤ 本新株式（2）の募集について

上記「① 本件取引の目的」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日（月）の当社取締役会において、臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して本新株式（2）を割り当てることを決議しています。

本日現在、Embark Studios社には本ストックオプションを付与された同社従業員が54名存在（以下、当該従業員を総称して「本ストックオプション保有者」といいます。）し、それらの本ストックオプションは2022年3月から同年6月にかけて一定の条件の下で順次行使可能となるとのことです。本ストックオプションは、行使可能となった時点以降に本ストックオプション保有者により行使されると、行使価額の支払いと引換えに本ストックオプション保有者に一定の数のEmbark Studios社普通株式（最大16,456,207株）が交付される内容のものです。そこで、本ストックオプション保有者が本ストックオプションの行使によりEmbark Studios社普通株式を取得したときに、当該株式を当社普通株式と交換（当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率は、Embark Studios社普通株式を1として、約0.03110644です。）することにより当社が取得することを予定しております。

そのための仕組みとして、上記のとおり、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社普通株式を取得した時点で、当該株式を現物出資財産として当社に交付し、それにより本新株式（2）を引き受けることを内容とする新株式の割当てを決議いたしました。また、当社は割当予定先との間で、2019年8月5日（月）提出の本新株式（2）の募集に係る有価証券届出書の効力発生日後に締結予定のForward Agreement (Bearer securities) において、本ストックオプション保有者が本ストックオプション（その行使価額は、日本における1円ストックオプションのように、微小な金額です。）が行使可能になった時点で行使すること及び当該行使により取得するEmbark Studios社普通株式と当社普通株式を事実上交換することを合意する予定です。本ストックオプションが行使可能となる前（付与から3年が経過する前）に、退職等の事由により本ストックオプションを喪失した場合には、本ストックオプション保有者は当社の株式を取得することはできません。従業員に対するインセンティブ付与と従業員における雇用の継続の必要性というストックオプションが果たす本来的な機能を維持したままで、かつ当社によるEmbark Studios社の発行済株式の100%所有を目指す方針に将来与える影響（本ストックオプションが行使されると当社の持株比率も減少することになります）を排除することができることから、当社は、本新株式（2）の発行が、当社の目的を達成するために最適の手法であると考えております。

なお、本新株式（2）の発行はEmbark Studios社普通株式を出資の目的とするものであり、本ストックオプション保有者が実際に本ストックオプションを行使し、Embark Studios社普通株式を保有するまでは、本ストックオプション保有者は本新株式（2）に関する権利を一切有しません。本ストックオプション保有者は本新株式（2）を取得する権利を現在確定的に有するものではなく、本新株式（2）の申込期間中において各本ストックオプション保有者から株式申込書が提出されない場合又は各本ストックオプション保有者との間でForward Agreement (Bearer securities) が締結されない場合や、払込期間中に各本ストックオプション保有者が本ストックオプションを行使せずEmbark Studios社普通株式を取得することがなかった場合等には、当該本ストックオプション保有者に対する割当ては行われなないこととなります。



Embark Studios社の概要は、以下を参照ください。

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

名称	Embark Studios AB (エンバーク・スタジオズ・エービー)	
本店の所在地	スウェーデン スtockホルム	
代表者の役職・氏名	CEO Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	
資本金の額	7 千米ドル(780 千円)	(2018 年 12 月 31 日現在)
設立年月日	2018 年 10 月	
発行済株式数	653,409,090 株	
決算期	12 月 31 日	
従業員数	61 名	
主要取引先	当社グループ	
主要取引銀行	SVENSKA HANDELSBANKEN	
大株主及び持株比率	当社グループ：66.1% Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)：27.7% その他：6.2%	
純資産の額	36,251 千米ドル(3,908 百万円) (2018 年 12 月 31 日現在)	
総資産の額	39,138 千米ドル(4,219 百万円) (2018 年 12 月 31 日現在)	
事業の内容	ゲーム開発事業	

② 最近 3 年間の財政状態及び経営成績

決算期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
純資産	-	-	36,251千米ドル (3,908百万円)

総資産	—	—	39,138千米ドル (4,219百万円)
売上高	—	—	—
営業利益又は営業損失(△)	—	—	△4,563千米ドル (△492百万円)
税引前利益又は税引前損失(△)	—	—	△4,563千米ドル (△492百万円)
親会社所有者に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	—	—	△4,563千米ドル (△492百万円)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	—	—	△0.01米ドル (△1.08円)
1株当たり純資産	—	—	0.06米ドル (6.47円)
1株当たり配当金	—	—	—

(注) Embark Studios社は国際会計基準によっているため、経常利益又は経常損失に代えて、税引前利益又は税引前損失を記載しています。

③ 当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	Embark Studios社は、当社グループが議決権約66.1%を保有する連結子会社です。
人的関係	Embark Studios社代表のパトリック・ソダーランド氏は、2019年3月26日付で当社取締役役に就任しているほか、当社取締役1名がEmbark Studios社の取締役を兼務しております。
取引関係	当社の子会社（ネクソン・コリア・コーポレーション及びその子会社であるネクソン・ユーエス・ホールディング・インク）とEmbark Studios社との間にMaster Project Finance and Publishing Agreement及びTechnology, Tool and Engine License Agreementが締結されております。Embark Studios社の開発するゲームについて、当社グループにおいて全世界で配信を行うこととなっております。

(注) 上記における米ドル建ての金額の円貨換算については、1米ドル=107.79円(2019年6月28日時点)の為替レートによります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	354,851,326円
② 発行諸費用の概算額	1億円
③ 差引手取概算額	—

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権について当社普通株式の発行数が最大となるように、すべて本プットオプション新株予約権が行使されたものとして算出しております。本新株式の募集はEmbark Studios社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、また本新株予約権の募集は金銭の払込を要せず、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭以外の財産の現物出資によるものであり、いずれも現金による

- 払込はないため、差引手取概算額について該当事項はありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額は、登記費用約400万円、有価証券届出書作成費用約150万円、割当予定先調査費用約50万円、株式価値の算定書作成業務費用約400万円、及び弁護士費用約9,000万円が含まれております。
 4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的用途

本株式募集はEmbark Studios社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、また本新株予約権の募集は金銭の払込を要せず、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭以外の財産の現物出資によるものであり、いずれも現金による払込はありません。なお、本新株式(1)の発行でのEmbark Studios社株式の取得により、当社グループの出資比率は約73.0%になる予定であり、本新株予約権がすべて行使された場合には、当社グループの出資比率は100%となります(2年次の本新株予約権の行使後に約82.1%、3年次の本新株予約権の行使後に約89.8%、4年次の本新株予約権の行使後に約95.3%、5年次の本新株予約権の行使後に100%)。本ストックオプションを保有する従業員がこれを行行使する場合でも直ちにこれを取得し、本ストックオプションが行使されることにより当社の議決権比率が希薄化することを避ける予定です。

なお、一般に、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項及び第284条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数及び行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人又は新株予約権者が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(会社法第207条第9項第1号及び第284条第9項第1号)。本新株式及び本新株予約権の募集における現物出資により割り当てる株式の総数は、本新株式(1)について1,399,896株であり、本新株式(2)について最大511,852株であり、また本新株予約権について最大8,127,830株であり、当社発行済株式総数(2019年6月30日現在の当社発行済株式総数は896,382,664株であり、同日以降、当社発行済株式総数は減少しておりません。)の10分の1を超えないことから、本新株式及び本新株予約権の募集における現物出資について検査役調査は不要となります。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本株式募集はEmbark Studios社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、また本新株予約権の募集は金銭の払込を要せず、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭以外の財産の現物出資によるものであり、いずれも現金による払込はありません。なお、Embark Studios社の株式の取得により、同社と当社グループ間での一体的な事業運営が可能となり、これまで手薄だった欧米市場での事業活動を活発化することを計画しております。

5. 割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

本日現在において、当社の所有するEmbark Studios社株式の議決権比率は、約66.1%であり、本株主が残りのEmbark Studios社普通株式（221,473,289株）を所有しています。本株主との協議により、この内45,003,500株については、当社がこれらのEmbark Studios社株式の現物出資による給付を受けるのと引き換えに当社普通株式（本新株式（1））を交付することとし、その他の176,469,789株については、本株主に本新株予約権を付与し、その行使に際して当社がこれらのEmbark Studios社株式又はその売買代金債権の現物出資による給付を受けるのと引き換えに当社普通株式を交付することとしました。これは、一度にすべてのEmbark Studios社普通株式を当社株式と交換してしまうのではなく、業績要件等を付したうえで、本株主に業績向上へのインセンティブを与えることを意図したものです。

Embark Studios社普通株式の1株当たりの株価については、同社の事業計画等を勘案して、1株当たり0.45米ドルとしております。Embark Studios社普通株式45,003,500株については、各本株主の所有株式数に、同単価に本件の適用為替レートとして割当予定先との間で定められたレート（1米ドル＝107.32円）を乗じ、2019年6月末までの10取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均株価（1株当たり1552.5404円）で除することにより、本株主全員に交付すべき当社普通株式（本新株式（1））の株式数（合計1,399,896株）を算出しております。

本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のいずれについても、同様の考え方により、各本株主から給付されるEmbark Studios社普通株式に対して、本新株予約権の行使により交付される当社株式の数を算出しておりますが、(i)年次が後のものほど、実質交換比率がより大きな値になっている（Embark Studios社普通株式1株に対する当社普通株式数が増加している）ことについては、本プットオプション新株予約権に付された業績要件も勘案し、これらの新株予約権が行使される場合には、Embark Studios社の企業価値が向上していると考えられることによるものであり、(ii)また本プットオプション新株予約権については、本株主による業績要件達成へのインセンティブも勘案し、本コールオプション新株予約権よりも10%分だけ経済的な価値が高まるように設計されております。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びEmbark Studios社との関係

(1)算定機関の名称	KPMG LLP
(2)算定機関の当社との関係	重要な利害関係はありません。
(3)算定機関のEmbark Studios社との関係	重要な利害関係はありません。

② 算定の概要

上記の当社普通株式の発行数を決定するに際して、当社は、KPMG LLPによる本企業価値算定書を参考としました。当社は、本企業価値算定書において採用されている、株式取得後のEmbark Studios社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及び参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、当社が定めた時点における当社株式の市場価格と比較して、最終的に当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質的な交換比率（Embark Studios社普通株式を1とする。）を0.03110644といたしました。そして、各本株主が現物出資するEmbark Studios社普通株式の数に当該交換比率を乗じることで、各本株主が取得すべき当社普通株式の数を算定（1株未満は切り捨て）し、その合計数として上記の当社普通株式の発行数が決定されました。ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)を用いるにあたり、プットオプションに係る業績要件（上記「2. 募集の目的及び理由 ④本新株予約権の募集について (2)プットオプションの構成」に示された業績要件）を参照しており、

大幅な増益を見込んでおります。これは、Embark Studios社の創業者や従業員による過去の実績や開発中のゲームの開発進行状況及びこれらのゲームの短中期における配信計画を踏まえて設定されたものです。

企業価値の算定方式としては、インカムアプローチ、マーケットアプローチ及びコストアプローチが一般的となっているところ、Embark Studios社の主要な財産は現金及び現金同等物であるため、コストアプローチは採用できず、インカムアプローチ及びマーケットアプローチの方式として、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及び類似会社比較法を用いました。

算定の結果、評価時点(2019年5月31日)におけるEmbark Studios社株式の1株当たりの価値については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)では0.54米ドルから0.61米ドル、また類似会社比較法では0.58米ドルから0.67米ドルと評価されております。

当社は、算定の結果を踏まえ、より安全サイドに振った価格として、Embark Studios社株式の価格を1株当たり0.45米ドルと設定しました。

6. 発行条件等の合理性

(注) パトリック・ソダーランド取締役は、特別利害関係人として、本件取引に係る本新株式及び本新株予約権の発行について、当社における審議・決議に一切関与しておりません。

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

<本新株式>

本新株式の発行価額は、1株当たり1円となります。これは、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

本件において有利発行を行う理由は、以下のとおりです。

本新株式の募集は、実質的にはEmbark Studios社普通株式を当社普通株式と一定の割合により交換することを目的とした取引ですが、その手段として、現物出資による新株発行によるものとししました。上記の交換割合を決定するにあたっては、Embark Studios社の将来の業績予測にかかる妥当性を分析するとともに、KPMG LLPより本企業価値算定書を取得する等、当社として慎重な検討を行っておりますが、Embark Studios社は未公開会社であり、かつ事業歴が浅く現在は将来の配信に向けてゲームを開発する段階であることに鑑み、上場企業や事業収益を含む過年度の業績を有する企業に比べて客観性の高い企業価値算定が困難な面もあることから、Embark Studios社普通株式の価値評価及び買収のためのプレミアムを含む交換割合の設定次第では、会社法第199条第1項第2号に定める払込金額を当社の普通株式の時価に基づいて決定した場合、現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が、結果として払込金額に満たないものであったと判断されることも考えられます。また、本ストックオプション保有者に発行される当社普通株式については、その発行が3年後となり、その際のEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に満たないものとなっている可能性も否定できません。かかる事態を避けるため、本新株式の募集については、当社普通株式1株当たりの払込金額を1円としますが、これが割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、臨時株主総会

の承認を得ることを条件とするものとしています。なお、かかる払込金額に応じて、当社普通株式1株あたりの現物出資の対象となるEmbark Studios社普通株式の会社法第199条第1項第3号における募集事項上の価額についても払込金額と同額の1円としておりますが、これらの募集事項における取扱いは、会社法上の発行手続の有効性を担保し、またEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に不足するという事態を避けるために行う技術的なものであり、当社普通株式1株に対して給付されるEmbark Studios社普通株式の客観的な価値を定めたものではありません。

<本新株予約権>

本新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要せず、行使価額も低廉な名目額としているため、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当することから、同様に臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

本新株予約権は、Embark Studios社普通株式を当社が取得する取引の手段として発行されるものであり、Embark Studios社株式と当社株式とを予め定められた割合で交換するものに他なりませんので、新株予約権発行に係るいわゆるオプション料を受け取ることを想定しておりません。これに加え、本新株予約権発行手続きの簡素化・簡便化のために、本新株予約権の発行価額については、無償としております。

さらに、本新株予約権の発行において、上記と同様の理由から、新株予約権の発行要項において、株式発行の対価である行使価額（会社法第236条第1項第2号に定める価額）及び給付される現物出資財産（本プットオプション新株予約権においては、Embark Studios社普通株式であり、本コールオプション新株予約権においては、当社と本コールオプション新株予約権の割当予定先との間で締結する予定の契約（Call Right Agreement）に基づき、当社が当該割当予定先からEmbark Studios社普通株式を購入する権利を当社が行使した結果、当該割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権です。）の評価額（同法同条同項第3号に定める価額）について名目的な金額を定めることを予定しております。これは、上記に説明したことに加えて、これらの将来の株式発行が行われるのは本書の日付から2年ないし5年程度が経過した将来の時点となりうることから、Embark Studios社普通株式の将来の業績等次第で、新株予約権の行使が行われる将来の時点において、Embark Studios社普通株式の客観的な価値が新株予約権の行使価額（同法同条同項第2号に定める価額）及び現物出資財産が有すべき価値（同法同条同項第3号に定める価額）に不足するといった事態を避けることも理由としております。上記と同様に、本新株予約権の内容として定められる、出資の目的であるEmbark Studios社普通株式及び上記売買代金債権の価額はいずれも名目的な金額であり、本新株予約権の行使に際し、当社普通株式と引換えに給付されるEmbark Studios社普通株式及び当該売買代金債権の客観的な価値を定めたものではありません。

また、上記の通り、本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権の行使価額は名目的な金額としておりますが、本プットオプション新株予約権の行使価額が新株予約権1個当たり2円となっているのに対し、本コールオプション新株予約権の行使価額が新株予約権1個当たり1円となっている理由は、両本新株予約権の間で明確な差異を設けるための多分に技術的、形式的なものによります。なお、かかる技術的な差異を設けるにあたり、本プットオプション新株予約権の行使価額のほうを高く設定した理由は、本株主及び従業員に対してインセンティブを与えるため、その行使については業績要件等の充足を必要としていることから、現物出資により給付されるEmbark Studios社株式の価値が、本コールオプション新株予約権が

行使される場合に比べて相対的に高いものになりうると考えたためです。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式(1)の募集に係る株式数は1,399,896株(議決権数13,998個)、本新株予約権の行使により発行される株式数は最大で8,127,830株(議決権数81,278個)、また、本新株式(2)の募集に係る株式数は511,852株(議決権数5,118個)です。これらを合算した10,039,588株は、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数896,382,664株に対して1.12%(小数第3位を四捨五入)(同日現在の総議決権数8,963,664個の1.12%(小数第3位を四捨五入)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、本新株式の募集及び本新株予約権の行使により発行される株式は、割当予定先が保有するEmbark Studios社の株式を取得する対価であり、Embark Studios社の株式の取得は、想定している事業計画を踏まえて、欧米市場での当社事業の拡大や競争力及びプレゼンスの向上を通じて、当社の企業価値向上さらには株主価値の向上に資するものと考えておりますので、本新株式の募集及び本新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数は、896,382,664株ですが、自己株式290株を保有していること、単元未満株式数が15,974株あること、普通株式について100株を1単元とする単元株制度を採用していることから、前述のとおり同日現在の当社の総株主の議決権の数は8,963,664個です。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<本新株式(1)・本新株予約権>

本新株式(1)及び本新株予約権の割当予定先は、以下の本株主6名です。

① Patrick Söderlund

割当予定先の概要	氏名	Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)
	住所	スウェーデン エーケレー
	職業の内容	会社経営者 (Embark Studios 社 CEO)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の取締役を務めています。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

② Johan Andersson

割当予定先の概要	氏名	Johan Andersson
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	会社役員 (Embark Studios 社 CTO)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

	技術又は取引関係	該当事項はありません。
--	----------	-------------

③ Robert Runesson

割当予定先の概要	氏名	Robert Runesson
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	会社役員 (Embark Studios 社 Chief Content Officer)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

④ Jenny Huldshiner

割当予定先の概要	氏名	Jenny Huldshiner
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	会社役員 (Embark Studios 社 COO)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

⑤ Stefan Strandberg

割当予定先の概要	氏名	Stefan Strandberg
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	会社役員 (Embark Studios 社 Chief Creative Officer)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

⑥ Magnus Nordin

割当予定先の概要	氏名	Magnus Nordin
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	会社役員 (Embark Studios 社 CXO)
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

各割当予定先に割り当てようとする株式及び新株予約権の数は、以下の通りです。

① 本株式

割当予定先の氏名又は名称	割当当社株式数	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	1, 143, 250 株	36, 752, 861 株
Johan Andersson	93, 326 株	3, 000, 233 株
Jenny Huldshiner	46, 663 株	1, 500, 116 株

割当予定先の氏名又は名称	割当当社株式数	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の数
Stefan Strandberg	46,663 株	1,500,116 株
Robert Runesson	34,997 株	1,125,087 株
Magnus Nordin	34,997 株	1,125,087 株
合計の株式数	1,399,896 株	45,003,500 株

(注) 当社株式の割当数は、本株主との間で協議のうえ定められた株式数です。本株式取得の対価である当社株式割当数は、本株主のEmbark Studios社普通株式の保有株式数に比例します。

② 本2年次プットオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	48,497,246 個 (1,659,434 株)	48,497,246 株
Johan Andersson	3,958,958 個 (135,463 株)	3,958,958 株
Jenny Huldschiner	1,979,479 個 (67,731 株)	1,979,479 株
Stefan Strandberg	1,979,479 個 (67,731 株)	1,979,479 株
Robert Runesson	1,484,609 個 (50,798 株)	1,484,609 株
Magnus Nordin	1,484,609 個 (50,798 株)	1,484,609 株
本2年次プットオプション新株予約権全体の数	59,384,380 個 (2,031,955 株)	59,384,380 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

③ 本3年次プットオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	41,176,907 個 (1,659,434 株)	41,176,907 株
Johan Andersson	3,361,380 個 (135,464 株)	3,361,380 株
Jenny Huldschiner	1,680,690 個 (67,732 株)	1,680,690 株
Stefan Strandberg	1,680,690 個 (67,732 株)	1,680,690 株
Robert Runesson	1,260,517 個 (50,798 株)	1,260,517 株
Magnus Nordin	1,260,517 個	1,260,517 株

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の 数
	(50, 798 株)	
本3年次プットオプション新株予約権全体の数	50, 420, 701 個 (2, 031, 958 株)	50, 420, 701 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

④ 本4年次プットオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の 数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	29, 491, 568 個 (1, 659, 434 株)	29, 491, 568 株
Johan Andersson	2, 407, 475 個 (135, 464 株)	2, 407, 475 株
Jenny Huldschiner	1, 203, 737 個 (67, 731 株)	1, 203, 737 株
Stefan Strandberg	1, 203, 737 個 (67, 731 株)	1, 203, 737 株
Robert Runesson	902, 803 個 (50, 799 株)	902, 803 株
Magnus Nordin	902, 803 個 (50, 799 株)	902, 803 株
本4年次プットオプション新株予約権全体の数	36, 112, 123 個 (2, 031, 958 株)	36, 112, 123 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

⑤ 本5年次プットオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の 数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	24, 951, 269 個 (1, 659, 433 株)	24, 951, 269 株
Johan Andersson	2, 036, 840 個 (135, 464 株)	2, 036, 840 株
Jenny Huldschiner	1, 018, 421 個 (67, 732 株)	1, 018, 421 株
Stefan Strandberg	1, 018, 421 個 (67, 732 株)	1, 018, 421 株
Robert Runesson	763, 817 個 (50, 799 株)	763, 817 株

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産として給付する Embark Studios 社普通株式の 数
Magnus Nordin	763,817 個 (50,799 株)	763,817 株
本5年次プットオプション新株予約権全体の数	30,552,585 個 (2,031,959 株)	30,552,585 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

⑥ 本2年次コールオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	48,497,246 個 (1,508,576 株)	48,497,246 株
Johan Andersson	3,958,958 個 (123,149 株)	3,958,958 株
Jenny Huldshiner	1,979,479 個 (61,574 株)	1,979,479 株
Stefan Strandberg	1,979,479 個 (61,574 株)	1,979,479 株
Robert Runesson	1,484,609 個 (46,180 株)	1,484,609 株
Magnus Nordin	1,484,609 個 (46,180 株)	1,484,609 株
本2年次コールオプション新株予約権全体の数	59,384,380 個 (1,847,233 株)	59,384,380 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

⑦ 本3年次コールオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	41,176,907 個 (1,508,576 株)	41,176,907 株
Johan Andersson	3,361,380 個 (123,149 株)	3,361,380 株
Jenny Huldshiner	1,680,690 個 (61,574 株)	1,680,690 株
Stefan Strandberg	1,680,690 個	1,680,690 株

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
	(61, 574 株)	
Robert Runesson	1, 260, 517 個 (46, 180 株)	1, 260, 517 株
Magnus Nordin	1, 260, 517 個 (46, 180 株)	1, 260, 517 株
本3年次コールオプション新株予約権全体の数	50, 420, 701 個 (1, 847, 233 株)	50, 420, 701 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

⑧ 本4年次コールオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	29, 491, 568 個 (1, 508, 576 株)	29, 491, 568 株
Johan Andersson	2, 407, 475 個 (123, 149 株)	2, 407, 475 株
Jenny Huldshiner	1, 203, 737 個 (61, 574 株)	1, 203, 737 株
Stefan Strandberg	1, 203, 737 個 (61, 574 株)	1, 203, 737 株
Robert Runesson	902, 803 個 (46, 180 株)	902, 803 株
Magnus Nordin	902, 803 個 (46, 180 株)	902, 803 株
本4年次コールオプション新株予約権全体の数	36, 112, 123 個 (1, 847, 233 株)	36, 112, 123 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

⑨ 本5年次コールオプション新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
Patrick Söderlund (パトリック・ソダーランド)	24, 951, 269 個 (1, 508, 576 株)	24, 951, 269 株
Johan Andersson	2, 036, 840 個	2, 036, 840 株

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数 (新株予約権の目的となる 当社株式の数)	現物出資財産である債権に かかる売買の対象となる Embark Studios 社普通株式 の数
	(123, 149 株)	
Jenny Huldschiner	1, 018, 421 個 (61, 574 株)	1, 018, 421 株
Stefan Strandberg	1, 018, 421 個 (61, 574 株)	1, 018, 421 株
Robert Runesson	763, 817 個 (46, 181 株)	763, 817 株
Magnus Nordin	763, 817 個 (46, 181 株)	763, 817 株
本5年次コールオプション新株予約権全体の数	30, 552, 585 個 (1, 847, 235 株)	30, 552, 585 株

(注) 新株予約権の目的となる当社株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てて記載しております。上記の新株予約権全体の「新株予約権の目的となる当社株式の数」には、上記の各割当予定先に対する割当新株予約権にかかる「新株予約権の目的となる当社株式の数」を合計した値を記載しています。

<本新株式(2)>

本新株式(2)の割当予定先は、以下の、Embark Studios社の本ストックオプションを保有する同社従業員54名です。

(1)	氏名	Andrew Hamilton
	住所	スウェーデン ヨハネスホフ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	968, 013 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30, 111 株
(2)	氏名	Carl Tamleht
	住所	スウェーデン ヘゲルステン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	968, 013 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30, 111 株
(3)	氏名	Doug Church
	住所	スウェーデン トックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	968, 013 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30, 111 株
(4)	氏名	Louise Carell
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	968, 013 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30, 111 株
(5)	氏名	Marcus Edholm
	住所	スウェーデン ティーレソー
	職業の内容	Embark Studios 社従業員

	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	968, 013 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30, 111 株
(6)	氏名	Jack Harmer
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	726, 010 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22, 583 株
(7)	氏名	Jonas Kjellström
	住所	スウェーデン アルタ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	726, 010 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22, 583 株
(8)	氏名	Martin Singh-Blom
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	726, 010 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22, 583 株
(9)	氏名	Bence Pajor
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	605, 008 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18, 819 株
(10)	氏名	Gustav Tilleby
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	605, 008 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18, 819 株
(11)	氏名	Mikael Högström
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	605, 008 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18, 819 株
(12)	氏名	Mikael Linderholm
	住所	スウェーデン ナッカ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	605, 008 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18, 819 株
(13)	氏名	Robert Sammelin
	住所	スウェーデン トゥリング
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	605, 008 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18, 819 株
(14)	氏名	Daniel Lundin
	住所	スウェーデン クニヴスタ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	484, 006 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15, 055 株
(15)	氏名	Henrik Johansson

	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	484,006 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055 株
(16)	氏名	Johan Mjönes
	住所	スウェーデン バガルモセン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	484,006 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055 株
(17)	氏名	Paul Greveson
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	484,006 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055 株
(18)	氏名	Tomasz Stachowiak
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	484,006 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055 株
(19)	氏名	Anastasia Opara
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527 株
(20)	氏名	Björn Arvidsson
	住所	スウェーデン ヘゲルステン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527 株
(21)	氏名	Helene Markås
	住所	スウェーデン サルトショーブー
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527 株
(22)	氏名	Henrik Rydgård
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527 株
(23)	氏名	Jorge del Val Santos
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527 株
(24)	氏名	Oscar Carlen
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003 株

	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(25)	氏名	Oskar Holmkratz
	住所	スウェーデン ウプラズ・ヴェスビー
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(26)	氏名	Sven Grundberg
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(27)	氏名	Lars Sjöström
	住所	スウェーデン ヘゲルステン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株
(28)	氏名	Pontus Ryman
	住所	スウェーデン ソレンツナ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株
(29)	氏名	Robert Berg
	住所	スウェーデン ブロンマ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株
(30)	氏名	Arvid Burström
	住所	スウェーデン ソルナ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(31)	氏名	Jake Shadle
	住所	スウェーデン バンドハーゲン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(32)	氏名	Olof Strömquist
	住所	スウェーデン ヘゲルステン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(33)	氏名	Robert Träffe
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(34)	氏名	Tom Olsson

	住所	スウェーデン セーデルテリエ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	121,001 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763 株
(35)	氏名	Arielle Vaniderstine
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(36)	氏名	Ivar Dahlberg
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(37)	氏名	Johannes Hirche
	住所	スウェーデン シェレフテオ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(38)	氏名	Maxi Vazquez
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(39)	氏名	Tahir Tanis
	住所	スウェーデン オルスタ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(40)	氏名	Terri Kim Bell
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(41)	氏名	Vykintas Kazdailis
	住所	スウェーデン マルメ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,501 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(42)	氏名	Andree Hallengren
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,500 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881 株
(43)	氏名	Brett Scheinert
	住所	スウェーデン ストックホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,500 株

	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(44)	氏名	Claes Fornell
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(45)	氏名	Jenny Hedman
	住所	スウェーデン エンスケデ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(46)	氏名	Joao Neves
	住所	スウェーデン フッディング
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(47)	氏名	Axel Tideman
	住所	スウェーデン ベリングビー
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(48)	氏名	Bart Huisman
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(49)	氏名	Einar Timhagen
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(50)	氏名	Esbjörn Nord
	住所	スウェーデン スtockホルム
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(51)	氏名	Johan Rosén
	住所	スウェーデン ソレントナ
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(52)	氏名	Maik Klein
	住所	スウェーデン バガルモセン
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(53)	氏名	Nora Silow
	住所	スウェーデン ヴェステルハニンゲ

	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	24,200 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752 株
(54)	氏名	Fredrik Andersson
	住所	スウェーデン ダンデリード
	職業の内容	Embark Studios 社従業員
	当社に交付される Embark Studios 社普通株式の最大数	12,100 株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	376 株

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2019年8月5日現在におけるものです。また、当社は、割当予定先であるPatrick Söderlund（パトリック・ソダーランド）氏（当社取締役及びEmbark Studios社CEO）への聞き取り調査により、割当予定先はいずれもEmbark Studios社の役員又は従業員であり、反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索及び日経テレコンのコンプライアンス調査により、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

<本新株式（1）・本新株予約権>

前記のとおり、当社は、Embark Studios社の株式の追加取得を予定しているところ、割当予定先はEmbark Studios社の発行済株式を保有する、当社及び当社子会社を除くすべての株主であるため、当社は、割当予定先との間でShare Exchange Agreement並びに新株予約権契約（プットオプション）及び新株予約権契約（コールオプション）を締結し、当社普通株式を対価としてEmbark Studios社普通株式を取得することを予定しております。また、本新株式（1）及び本新株予約権の募集によりその対価として当社が取得するEmbark Studios社普通株式は、本日現在において割当予定先が保有する同社普通株式のすべてであります。

<本新株式（2）>

当社は、2019年8月5日（月）の当社取締役会において、臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して本新株式（2）を割り当てることを決議しています。

本日現在、Embark Studios社には本ストックオプションを付与された本ストックオプション保有者が54名存在し、それらの本ストックオプションは2022年3月から同年6月にかけて一定の条件の下で順次行使可能となるとのことです。本ストックオプションは、行使可能となった時点以降に本ストックオプション保有者により行使されると、行使価額の支払いと引換えに本ストックオプション保有者に一定の数のEmbark Studios社普通株式が交付される内容のものです。そこで、本ストックオプション保有者が本ストックオプションの行使によりEmbark Studios社普通株式を取得したときに、当該株式を当社普通株式と交換することにより当社が取得することを予定しております。

そのための仕組みとして、上記のとおり、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社普通株式を取得した時点で、当該株式を現物出資財産として当社に交付し、それにより本新株

式（２）を引き受けることを内容とする本新株式（２）の割当てを決議いたしました。また、当社は当該割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生日後に締結予定のForward Agreement (Bearer securities) において、本ストックオプション保有者が本ストックオプションが行使可能になった時点で行使すること及び当該行使により取得するEmbark Studios社普通株式を当社に現物出資することにより、当社普通株式を取得することを合意する予定です。本ストックオプション自体ではなくEmbark Studios社普通株式を現物出資財産として定めることで、本ストックオプション保有者は本ストックオプションを行使し、Embark Studios社普通株式を取得した後でなければ当社普通株式も取得できないこととなります。従業員に対するインセンティブ付与と従業員における雇用の継続の必要性というストックオプションが果たす本来的な機能を維持したままで、かつ当社によるEmbark Studio社の発行済株式の100%所有方針に将来与える影響（本ストックオプションが行使されると当社の持株比率も減少することとなります）を排除することができることから、当社は、本新株式（２）の発行が、当社の目的を達成するために最適の手法であると考えております。

なお、本新株式（２）の発行はEmbark Studios社普通株式を出資の目的とするものであり、本ストックオプション保有者が実際に本ストックオプションを行使し、Embark Studios社普通株式を保有するまでは、本ストックオプション保有者は本新株式（２）に関する権利を一切有しません。本ストックオプション保有者は本新株式（２）を取得する権利を現在確定的に有するものではなく、本新株式（２）の申込期間中において各本ストックオプション保有者から株式申込書が提出されない場合又は各本ストックオプション保有者との間でForward Agreement (Bearer securities) が締結されない場合や、払込期間中に各本ストックオプション保有者が本ストックオプションを行使せずEmbark Studios社普通株式を取得することがなかった場合等には、当該本ストックオプション保有者に対する割当ては行われなないこととなります。

また、本ストックオプション保有者が、Embark Studios社の従業員でなくなった場合については、本ストックオプションに係る本ストックオプション保有者の権利はすべて消滅いたします。このため、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社を退職するなどの事由により、本ストックオプションに係る権利が消滅した場合には、本新株式の発行総数は減少することがあります。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社は、割当予定先から、本新株式の募集により取得する当社株式を中長期的に保有する意向である旨を確認しており、また、Share Exchange Agreementにおいて、本新株式（１）発行により取得する当社普通株式につき2020年7月1日までの期間中は売却、担保設定等の処分行為を行わない旨を割当予定先に約束いただく予定です。なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式募集により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社は、割当予定先から、本新株予約権の行使より取得する当社株式についても中長期的に保有する意向である旨を確認しております。本新株予約権の内容については、譲渡制限（会社法第236条第1項第6号）が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。また、新株予約権契約（プットオプション）及び新株予約権契約（コールオプション）において、割当予定先は、本新株予約権を譲渡若しくはその他の形で移転し、又はこれに担保権を設定するこ

とができない旨を定める予定です。なお、割当予定先による本プットオプション新株予約権の行使に係る方針については、業績要件や継続雇用要件を除き、各割当予定先の意思にゆだねられています。よって、業績要件や継続雇用要件を充足した場合でも当社の株価が低迷しているようなときには、本プットオプション新株予約権の行使が行われない可能性があります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式の募集は金銭以外の財産であるEmbark Studios社の普通株式を出資の目的とする現物出資の方法によるものであり、また、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、金銭による払込みはありません。

本コールオプション新株予約権の行使に際して払い込まれる財産として現物出資の対象となる金銭債権は、当社と本コールオプション新株予約権の割当予定先との間で締結する予定の契約(Call Right Agreement)に基づき、当社が当該割当予定先からEmbark Studios社普通株式を購入する権利を当社が行使した結果、当該割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権であることから、実質的な出資の対象となる財産はEmbark Studios社普通株式となります。

当社は、Embark Studios社に対するデュー・ディリジェンスを通じて、Embark Studios社の普通株式については、同社株主名簿等の確認をもって、割当予定先が、Embark Studios社普通株式を保有していることを、また本ストックオプションについては、同社の適格従業員ストックオプションの保有者に係る名簿、適格従業員ストックオプション付与契約等の確認をもって、割当予定先が、本ストックオプションを保有していることを確認しています。

8. 募集後の大株主及び持株比率

本新株式及び本新株予約権の割当後の大株主の状況

氏名又は名称	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の 総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)
エヌエックスシー・コーポレーション (常任代理人 当社) (常任代理人 SMBC 日興証券株式会社) (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	28.3	27.9
エヌエックスエムエイチ・ビー・ ブイ・ビー・エー (常任代理人 当社) (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	18.7	18.4
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ 業務部)	4.3	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.1	3.0

SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ 業務部)	2.3	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口)	2.2	2.2
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.7	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.5	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口5)	1.1	1.1
徐 旻	1.1	1.1
計	64.2	63.5

(注) 1. 2019年6月30日現在の株主名簿を基準として掲載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式(1)(1,399,896株)、
本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式の最大数(8,127,830株)及び本
新株式(2)(511,852株)をすべて含めて算出したものです。

9. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の業
績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる
場合には、適宜開示を行う予定であり、2019年12月期通期業績予想については適正かつ合理的な
数値の算定が可能になりました段階で開示させていただきます。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではない
こと(新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるも
のではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意
見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 直近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 直近3年間の業績(連結) (単位:円)

	2016年12期	2017年12期	2018年12期
連結売上高	183,128,196,761	234,928,555,110	253,720,579,823
連結営業利益	40,661,052,564	90,503,657,779	98,359,803,027
税引前当期利益	47,122,862,261	69,995,173,273	117,444,269,021
親会社株主に帰属する当 期純利益	20,132,939,765	56,750,549,676	107,672,186,966
1株あたり連結当期純利 益(注)	23.13	64.67	121.03

1株あたり配当金(注)	20	-	-
1株あたり親会社所有者 帰属持分(注)	428.78	528.42	620.91

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、2016年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況(2019年6月30日現在)

	株式数	発行済み株式数に対する比率
発行済株式数	896,382,664	
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	7,198,705	0.8%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	7,198,705	0.8%
上限値の転換価格(行使価額) における潜在株式数	7,198,705	0.8%

(3) 直近の株価の状況

①直近3年間の状況

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
始値	1,967	1,702	3,350
高値	2,071	3,530	4,010 ※1,845
安値	1,270	1,637	3,185 ※1,074
終値	1,694	3,280	1,413

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、2018年12月期の※印は、当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

②直近6か月間の状況

	2019年2月	3月	4月	5月	6月	2019年7月
始値	1,678	1,780	1,755	1,623	1,601	1,602
高値	1,823	1,789	1,790	1,712	1,672	1,760
安値	1,556	1,619	1,530	1,550	1,429	1,529
終値	1,767	1,734	1,596	1,617	1,562	1,732

③発行決議日前営業日における株価

	2019年8月2日
始値	1,740
高値	1,755
安値	1,729
終値	1,738

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

別紙I「本新株式（1） 発行要項」

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式1,399,896株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 総額 金1,399,896円（1株当たり金1円） |
| (3) 現物出資財産の内容及びその価額 | Embark Studios AB が発行する普通株式45,003,500株とし、その価額は金1,399,898.67254円（同株式1株当たり0.03110644円）とする。 |
| (4) 払込期間 | 2019年9月25日(水)から
2019年9月30日(月)まで |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。 |
| (7) その他 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

別紙II「本新株予約権 発行要項 (1)」

2年次プットオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

59,384,380 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 2 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は Embark Studios AB の普通株式 1 株とし、当該財産の価額は 2 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙 III 「本新株予約権 発行要項 (2)」

3年次プットオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

50,420,701 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 2 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は Embark Studios AB の普通株式 1 株とし、当該財産の価額は 2 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙 IV 「本新株予約権 発行要項 (3)」

4年次プットオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

36,112,123 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 2 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は Embark Studios AB の普通株式 1 株とし、当該財産の価額は 2 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙 V 「本新株予約権 発行要項 (4)」

5年次プットオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

30,552,585 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 2 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は Embark Studios AB の普通株式 1 株とし、当該財産の価額は 2 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙 VI「本新株予約権 発行要項 (5)」

2年次コールオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

59,384,380 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権 1 個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は、2019 年 8 月 5 日付で当社と新株予約権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結された Year 2 Call Right Agreement の定めに基づき、当社が割当対象者から Embark Studios AB の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうち Embark Studios AB の普通株式 1 株の売買代金（その金額は、(1)当社が当該権利を行使した日の 5 営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に(2)新株予約権 1 個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

別紙 VII「本新株予約権 発行要項 (6)」

3年次コールオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

50,420,701 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権 1 個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は、2019 年 8 月 5 日付で当社と新株予約権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結された Year 3 Call Right Agreement の定めに基づき、当社が割当対象者から Embark Studios AB の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうち Embark Studios AB の普通株式 1 株の売買代金（その金額は、(1)当社が当該権利を行使した日の 5 営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に(2)新株予約権 1 個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休

業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙VIII「本新株予約権 発行要項 (7)」

4年次コールオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

36,112,123 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権 1 個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は、2019 年 8 月 5 日付で当社と新株予約権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結された Year 4 Call Right Agreement の定めに基づき、当社が割当対象者から Embark Studios AB の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうち Embark Studios AB の普通株式 1 株の売買代金（その金額は、(1)当社が当該権利を行使した日の 5 営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に(2)新株予約権 1 個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

別紙 IX 「本新株予約権 発行要項 (8)」

5年次コールオプション新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

30,552,585 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権 1 個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権 1 個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は、2019 年 2019 年 8 月 5 日付で当社と新株予約権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結された Year 5 Call Right Agreement の定めに基づき、当社が割当対象者から Embark Studios AB の普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうち Embark Studios AB の普通株式 1 株の売買代金（その金額は、(1)当社が当該権利を行使した日の 5 営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に(2)新株予約権 1 個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休

業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019 年 9 月 30 日

別紙 X 「本新株式（2） 発行要項」

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式511,852株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 総額 金511,852円（1株当たり金1円） |
| (3) 現物出資財産の内容及びその価額 | Embark Studios AB が発行する普通株式16,456,207株とし、その価額は金511,894.01567308円（同株式1株当たり0.03110644円）とする。 |
| (4) 払込期間 | 2022年3月1日から2022年12月20日まで |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。 |
| (7) その他 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |